

議案第 33 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月三宅町条例第 10 条）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1 取得する財産 通信インフラ設備機器等一式
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約予定金額 金 24,840,000 円
(うち財産取得にかかる金額 金 13,834,476 円)
- 4 契約の相手方 奈良県奈良市下三条町 1 番地 1
西日本電信電話株式会社 奈良支店
奈良支店長 大野 昇
- 5 支出科目 一般会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費